

所得税 R4 Ver.14.11 の障害と Ver.14.12/e3 公開のお知らせ

所得税 R4 にて障害が発生しております。取り急ぎお知らせいたしますので、内容のご確認をお願いいたします。

ご迷惑をお掛けいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

1. 発行プログラム

システム名	発行バージョン	更新の対象
所得税 R4	14.12	-
所得税 R4 H26 電子申告更新用プログラム	e3	14.10 以降

2. ダウンロード公開日

提供方法	提供日
Eiボードダウンロードマネージャー、会計システム「マイページ」	2015 年 2 月 23 日(月)

3. 本体プログラム(Ver.14.12)の対応内容

**3-1. 配当控除額の計算を修正**

配当控除額の計算(「税額控除入力」画面)を修正しました。

配当控除額は、「課税される所得金額」が 1,000 万円を超える場合と超えない場合とで計算式を変更する必要があります。

「課税される所得金額」は、退職所得と山林所得は含めずに算出するのが正しいのですが、14.11 では退職所得と山林所得を含めて計算してしまっていたため、14.12 では退職所得と山林所得を除外して計算するように変更しました。

**3-2. 税務署用紙印刷 出力手順により用紙サイズが不正になる問題の修正**

税務署用紙印刷において、青色申告決算書を A3 で出力した後に、申告書等(確定申告書や住宅借入金控除の計算書)を出力すると、申告書等も A3 で出力されてしまう問題が確認されましたので、修正しました。

**3-3. 減価償却システム連動 [旧製品初期値]ボタンの動作修正**

減価償却側データ選択画面において、[旧製品初期値]ボタンを押したときは、参照先フォルダーを InterKX 減価償却/減価償却応援での出力先初期値フォルダーに変更する仕様としていましたが、減価償却応援ネットワーク版がインストールされた環境において正しく動作しない(正しいフォルダー参照先にならない)問題が確認されたため修正しました。

※InterKX 減価償却環境や減価償却応援スタンドアローン版環境は問題ありません。

**3-4. 青色申告決算書(収支内訳書) 年齢計算の修正**

「給与賃金の内訳」や「専従者給与の内訳」の氏名等入力について、家族情報に登録してある人を一覧から選択するときに自動設定される年齢計算に誤りがありましたので、修正しました。

### 3-5. 青色申告決算書(収支内訳書) 税理士氏名 印刷条件の修正

青色申告決算書(収支内訳書)の税理士氏名が印刷されない場合がありますので、修正しました。

修正前 (14.11)	青色申告決算書(収支内訳書)の印刷条件設定画面で、「税理士欄を印字する」にチェックを入れていても、確定申告書の「印刷条件設定画面」にて、「(申告書の税理士名を印字する)」にチェックを入っていない場合、青色申告決算書(収支内訳書)の税理士氏名欄の印刷も行われませんでした。
修正後 (14.12)	青色申告決算書(収支内訳書)の「印刷条件設定画面」にて、「税理士欄を印字する」にチェックが入っていれば、確定申告書の「印刷条件設定画面」の「(申告書の税理士名を印字する)」の設定状況に関係なく、氏名欄の印刷を行うようにしました。

## 4. 電子申告プログラム(Ver.e3)の対応内容

### 4-1. 申告書第二表の「寡婦(寡夫)控除」にチェックが入らない問題の修正

寡婦(寡夫)の選択で、「寡婦(扶養親族等なし)」「寡婦(特別の寡婦)」「寡夫」を選択している場合、電子申告出力において、申告書第二表の「寡婦(寡夫)控除」欄への出力を行っていなかったため、修正を行いました。

※第一表の「寡婦、寡夫控除の所得控除金額」欄へは正しい出力を行っているため、税額等への影響はありません。

※書面提出の場合(所得税 R4 で印刷した場合)は問題ありません。

※寡婦(寡夫)の選択で「寡婦(扶養親族等あり)」を選択していた場合は問題ありません。

#### ■送信済みデータ確認、および再送信のお願い

寡婦(寡夫)控除がある個人データを電子申告により送信している場合は、電子申告 R4 にある送信済みデータの所得税申告書をプレビュー表示していただき、第二表の「寡婦(寡夫)控除」欄に寡婦のチェック有無の確認をお願いします。

チェックが入っていないデータがあった場合、上記条件に該当しているということになりますので、お手数ですが、所得税 R4 電子申告プログラム e3 にバージョンアップをしてから、再送信処理(電子申告 R4 で取直し直しをしていただき、再送信)をお願いいたします。

申告税額等に相違はありませんが、(控除額の入力がある)第一表と矛盾があるため、税務署から問い合わせが入る可能性があります。

### 4-2. 電子申告 R4 での自動連動による取り込み 取込結果表示情報の修正

電子申告 R4 では、各アプリケーションから取り込みを行った結果を「取込結果」画面に表示しており、自動連動による取り込みの際、文字の補正等があった場合には、「結果:補正等あり」と表示するようにしていますが、所得税 R4 から自動連動による取り込みを行った場合に、補正等がなくても「結果:補正等あり」と表示してしまっていたため、修正を行いました。

※所得税 R4 電子申告プログラムと電子申告 R4 の情報連携機能に問題がありました。出力している申告データの中身へ影響はありません。

※所得税 R4 電子申告プログラム側の問題であるため、本件に伴う電子申告 R4 のバージョンアップはありません。

### 4-3. 申告書第二表 電子申告側で不要な次ページが表示されてしまう問題の修正

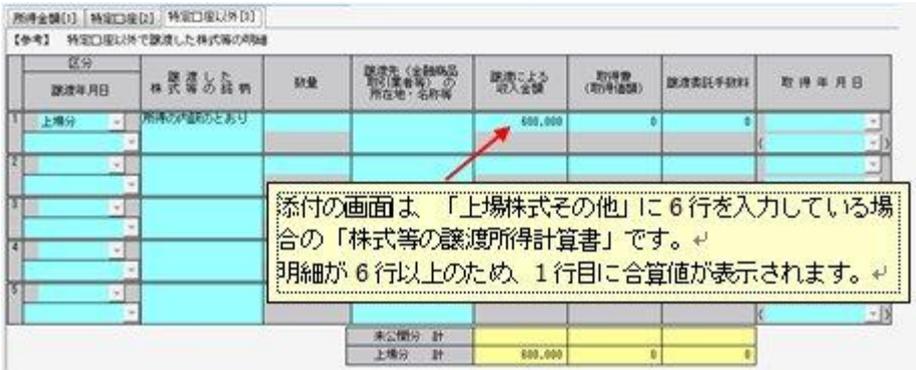
申告書第二表について、「雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項」欄に4行入力していた場合、不要な2ページ目を作成してしまう問題が確認されたため、修正を行いました。(当該箇所は5行以上入力している場合に2ページ目を出力するのが正しい動作です。)

#### ■類似の修正(空行がある場合も同様に修正)

上記以外でも入力をしていない空行(行追加だけを行い、文字入力を行っていない行)がある場合にも次ページを作っているケースがありましたので、併せて修正を行いました。

## 5. 【運用のお願い】株式譲渡明細が6行以上ある場合

所得入力画面の「未公開株式」「上場株式その他」に(合わせて)6行以上入力する明細がある場合の入力方法について、運用上のお願いがあります。  
以下ご確認をお願いいたします。

運用上の注意が必要なケース	所得入力画面の「未公開株式」「上場株式その他」に(合わせて)6行以上入力する場合
具体的な例示と問題の説明	<p>所得入力画面の「未公開株式」「上場株式その他」に入力を行うと、「株式等の譲渡所得計算書の[特定口座以外]タブ」に転記されます。 「株式等の譲渡所得計算書の[特定口座以外]タブ」には、入力行が実帳票に5行しかないため、6行以上の入力があった場合は、合算されます。</p> <p>▼株式等の譲渡所得計算書の[特定口座以外]タブ</p>  <p>このとき、「譲渡した株式の銘柄」欄に「所得の内訳のとおり」と表示されます(上図参照)が、所得入力画面で入力した6行の明細は所得内訳には印刷されておりません。 ※株式譲渡は源泉徴収税額が発生しないので、所得内訳転記の対象にはしていないため。</p>
運用のお願い	<p>このまま印刷(または電子申告)しますと、帳票間で矛盾が生じてしまうため、お手数ですが運用による回避をお願いいたします。</p> <hr/> <p>◆運用案◆ 所得入力側で、明細をまとめて入力を行っていただき、(例:その他〇件)5行を超えないような入力を行ってください。</p> <hr/>

本件について、根本的な原因は「株式等の譲渡所得計算書」にて次葉の作成ができないこと、でありますので、この対応について、来年15.1以降にて検討する予定です。  
※14.1(平成26年版)については、14.12でも現状機能どおりの提供となりますので、本年の確定申告については運用での対応をお願いいたします。本年に関してはお手数をお掛けし大変申し訳ありませんが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます